

区内事業者届出の 提出方法が変わりました

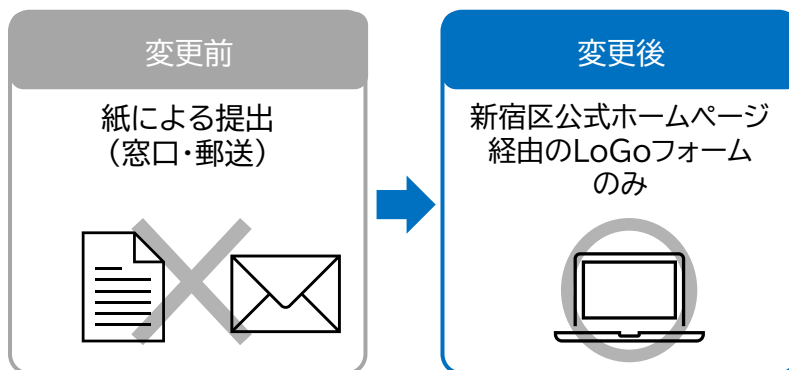
令和8年10月1日から

事業所の形態によっては**届出が不要となる場合があります**。
詳しくは裏面をご覧ください。

紙での提出を終了し、新宿区公式ホームページ経由の**電子申請(LoGoフォーム)提出のみ**となりました

変更の概要

新宿区では、行政手続きの利便性向上およびペーパーレス化の推進のため、「区内事業者届出」の提出方法を変更しました。令和8年10月1日以降は、**紙での窓口提出・郵送提出は受付できません**。**毎年10月1日から12月20日までに届出をしてください**。翌年1月から12月まで「区内事業者」としての取り扱いとなります。



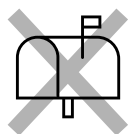
事業者の皆様のメリット

来庁不要



区役所への来庁が
不要になります。

郵送不要



郵送の手間やコストが
不要になります。

パソコンから
提出可能



PC、スマートフォン
から提出できます。

24時間受付



時間を問わず
提出できます。

提出までの流れ

STEP1

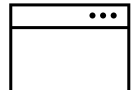
新宿区公式ホームページ
へアクセス



新宿区公式ホームページ
から「区内事業者届出に
ついて」へアクセス
してください。

STEP2

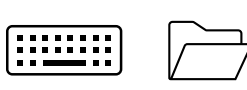
「区内事業者届出に
ついて」を開く



「区内事業者届出につ
いて」のページ内にあ
る提出方法や注意事
項をご確認ください。

STEP3

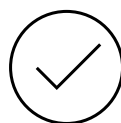
LoGoフォームに
必要事項を入力



LoGoフォームを開き、
必要事項を入力し、必
要書類をアップロード
します。

STEP4

送信して完了



送信すると完了画面
が表示され、受付の
通知が届きます。

⚠️ ご注意ください

- 令和8年9月30日までに、紙で届出(窓口・郵送)をご提出いただいた場合も、令和8年10月1日以降にLoGoフォームでの提出が必要となります。
- 提出の前に、新宿区公式ホームページ掲載の「提出方法」等を必ずご確認ください。
- 入力内容や添付書類に不備がある場合、再提出、又は補正を求めることがあります。

📞 お問い合わせ

新宿区 総務部 契約管財課 契約係
TEL:03-5273-4075(直通)

まずはこちらで確認！

届出が必要かチェック！

①、②のいずれも「**必要**」に該当し、下記「区内事業者の要件」を満たす場合、届出をお願いします。

- ①「東京電子自治体共同運営 電子調達サービス」で『**工事(設計・測量・地質調査を除く)**』、『**委託(建物清掃)**』の業種を申請している場合は届出が**必要**です。(上記以外の業種の場合は届出不要です。)
- ②「東京電子自治体共同運営 **入札参加資格審査受付票**」で各所在地をご確認ください。

	本店所在地		代理人登録の所在地	区内事業者届出 の提出
	登記簿上の 本店所在地	受付票上の 本店所在地		
1	新宿区内	新宿区内	(登録なし)	不要
2	新宿区内	新宿区内	新宿区内	不要
3	新宿区内	新宿区外	新宿区内	必要
4	新宿区外	新宿区内	(登録なし)	必要
5	新宿区外	新宿区内	新宿区内	必要
6	新宿区外	新宿区外	新宿区内	必要

区内事業者の要件

- ① 営業所等において、必要となる許可等を取得して入札参加資格を有する業種に係る営業を行っていること。
- ② 営業所等に契約締結の権限を有する者を置いていること。
- ③ 事業者が営業所等の建物(建物の一部を営業所等としている場合にあっては、その部分に限る。以下同じ。)の所有権又は賃借権を有していること。
- ④ 営業所等の建物の外部又は入口のドアの付近に事業者の名称を記した看板等を掲出し、独立した事務所としての形態を整えていること。
- ⑤ ①に規定する営業活動を行い得る人的配置がなされ、かつ、責任者が常駐していること。なお、責任者が他の営業所等と兼務している場合は、要件を満たさないものとする。
- ⑥ 電気、ガス、水道、電話等の使用に係る契約及びこれらの料金の支払が事業者により行われていること。
- ⑦ ①に規定する営業活動を行うために必要な什器、通信機器、情報処理機器等が具備されていること。
- ⑧ 営業所等において、常時連絡が取れる体制になっていること。なお、電話転送又は他の営業所等への電話の取り次ぎを常態とし、当該営業所等において実質的な対応を行うことができない体制である場合は、要件を満たさないものとする。

届出時に提出する主な書類

- ① 営業所等の建物に係る全景、出入口及び事務室内の写真(届出日から3か月以内のもの)
- ② 最新の建設工事又は物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票の写し
- ③ 区内の営業所等に係る建物を所有している場合は登記事項証明書、固定資産税評価証明書、固定資産税課税明細書その他建物の所有を確認できる書類の写しのいずれか1点、区内の営業所等に係る建物を賃借している場合は不動産賃貸借契約書の写し等
- ④ 電気料金の請求書の写し(届出日から3か月以内のもの)

アクセスはこちら(新宿区公式ホームページ)

新宿区公式ホームページから届出できます。
「区内事業者届出について」

http://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/file02_00010.html

右の二次元コードからもアクセスできます。
※スマートフォンからご利用いただけます。



ご注意ください

⚠ 届出内容や要件に疑義がある場合、実態調査を実施する場合があります。

⚠ 要件を満たしていない場合は区内事業者として取り扱われません。

⚠ 虚偽の届出や不正が判明した場合は、指名停止措置の対象となる場合があります。